

保証制度のポイント

小口連携保証(トライアングル1000)

1 保証対象者

下記のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方

2 資格要件

県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を引き続き6ヶ月以上営む会社・個人(確定申告先)で商工団体が推薦する先であって、次の各号のいずれかに該当する方

ココをチェック!!

商工団体との連携保証です。
商工団体の推薦状が必要です。

- (1)直近決算において年商が1億円未満の会社・個人(確定申告先)
- (2)直近決算において年商が3億円未満の会社

3 保証限度額

資格要件(1)の方 500万円以内
ただし、運転資金については月商の2ヶ月を上限とする。

資格要件(2)の方 1,000万円以内

ココをチェック!!

税理士等が作成する「会計チェックリスト」添付を条件に保証枠を1,000万円まで拡充します!

ただし、運転資金については月商の2ヶ月を上限とする。
なお、500万円超(小口連携保証の既保証残高を含む。)となる場合は、「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく信用保証料率の割引対象先であることを必須条件とする。

4 資金使途

運転資金・設備資金

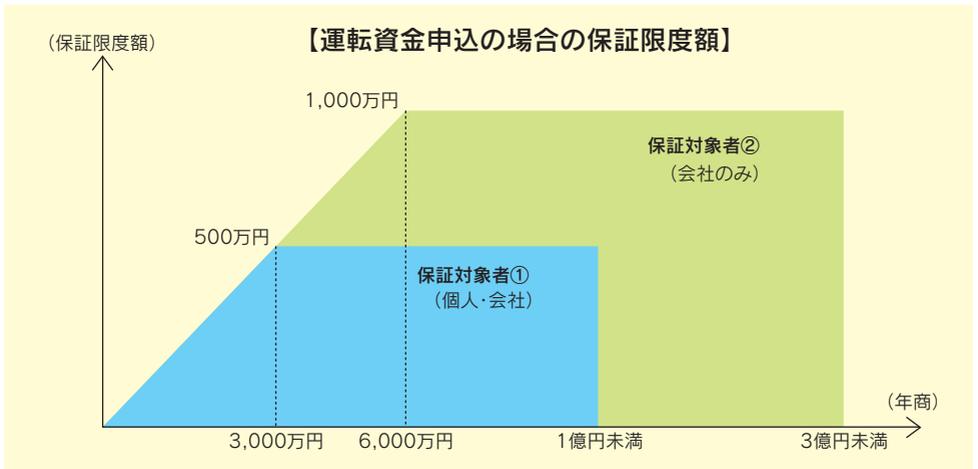
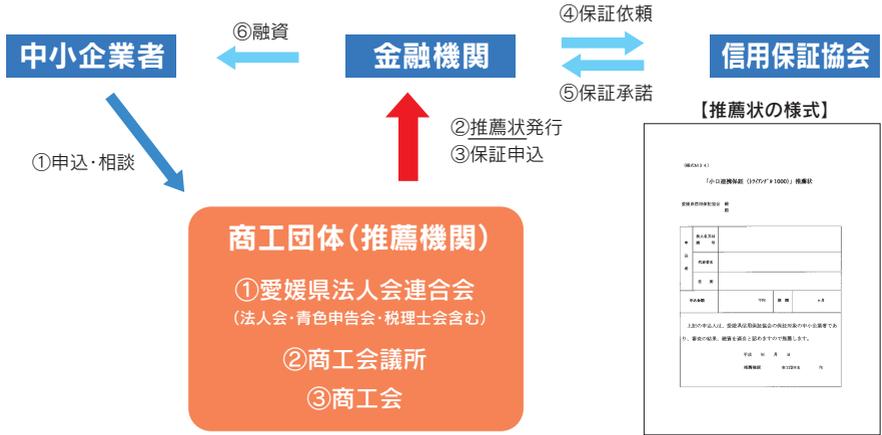
5 保証期間

運転資金:5年以内
設備資金:7年以内

6 その他

※貸付金利については、通常金利に比べ0.3%優遇されています。

〈小口連携保証(トライアングル1000)に係る事務処理フロー〉



保証対象者	対象者の条件	保証限度額
保証対象者①	直近決算において年商が1億円未満の会社・個人(確定申告先)	500万円以内 (※運転資金は下記のとおり制約あり)
保証対象者②	直近決算において年商が3億円未満の会社で、「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく信用保証料率の割引対象先。	1,000万円以内 (※運転資金は下記のとおり制約あり)

※運転資金は、上記保証対象者①、②ともにも上図のように月商2ヶ月分が上限となります。

- 500万円を超え、1,000万円までの保証申込(小口連携保証の既保証残高を含む。)は、会社のみ利用可で、『「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト』と『「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書』の提出が必要です。
- 500万円までの保証申込(小口連携保証の既保証残高を含む。)は、会社・個人事業所ともに利用可で、上記(1)の「チェックリスト」及び「確認・同意書」の提出は不要です。
- 500万円を超えての運転資金の申込は、直近の年商が3,000万円超であることが必要です。
- 1,000万円の運転資金の申込は、直近の年商が6,000万円超であることが必要です。